

# 企画業務型裁量労働制



厚生労働省

# 企画業務型裁量労働制の趣旨

経済社会の構造変化や労働者の就業意識の変化等が進む中で、活力ある経済社会を実現していくために、事業活動の中核にある労働者が創造的な能力を十分に発揮し得る環境づくりが必要となっています。労働者の側にも、自らの知識、技術や創造的な能力をいかし、仕事の進め方や時間配分に関し主体性をもって働きたいという意識が高まっています。

こうした状況に対応した新たな働き方のルールを設定する仕組みとして、事業運営上の重要な決定が行われる企業の本社などにおいて企画、立案、調査及び分析を行う労働者を対象とした「企画業務型裁量労働制」が平成12年4月より施行されましたが、平成16年1月1日より、この制度がより有効に機能するよう、その導入に当たり、労使の十分な話し合いを必要とすること等の制度の基本的な枠組みは維持しつつ、同制度の導入・運用についての要件・手続を緩和したものです。

関係労使におかれては、創造性豊かな人材がその能力を存分に発揮しうよう自律的で自由度の高いフレキシブルな働き方の実現のため、本制度の趣旨及び内容を理解され、労働時間管理の在り方を見直し、適正な導入について御検討ください。

## 企画業務型裁量労働制の導入の流れ

- 対象事業場は、事業運営上の重要な決定が行われる事業場に限定しないこととなりました。

### 〈対象事業場の考え方〉

労働基準法の改正により、企画業務型裁量労働制を実施することができる事業場は、事業運営上の重要な決定が行われる事業場に限定されないこととなりました。しかしながら、いかなる事業場においても企画業務型裁量労働制を実施することができるということではなく、対象業務が存在する事業場においてのみ実施することができます。 →P5

### ▶ 1 「労使委員会」を設置する→P3

#### ○委員会の要件

- ① 委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名されていること
- ② 委員会の議事について、議事録が作成・保存されるとともに、労働者に対する周知が図られていること

#### \*改正のポイント

- ・ 労働者代表者委員について、あらためて事業場の労働者の信任を得ることが廃止されました。
- ・ 労使委員会の設置届が廃止されました。

## ▶ 2 労使委員会で決議する→P5

○決議の要件 委員の5分の4以上の多数決

○必要的決議事項

- ① 対象業務：事業の企画・立案・調査・分析の業務であって、使用者が仕事の進め方・時間配分に具体的指示をしないこととする業務
- ② 対象労働者の範囲：対象業務を適切に遂行するために必要となる知識・経験等を有する者
- ③ みなし労働時間：1日あたりの時間数
- ④ 対象労働者の健康・福祉確保の措置：具体的措置とその措置を実施する旨
- ⑤ 対象労働者の苦情処理の措置：具体的措置とその措置を実施する旨
- ⑥ 労働者の同意を得なければならない旨及びその手続、不同意労働者に不利益な取扱いをしてはならない旨

### \*改正のポイント

決議の要件が委員全員の合意ではなく、委員の5分の4以上の多数決となりました。

## ▶ 3 労働基準監督署長に決議を届け出る→P10

(使用者の届出・報告)  
届出  
(すみやかに)

## ▶ 4 対象労働者の同意を得る→P12

## ▶ 5 制度を実施する→P12

定期報告  
(2の決議から  
6カ月以内ごと)

所轄労働基準監督署長

○「みなし労働時間」を労働したものとみなされる。

○運用の過程で必要なこと

- ① 対象労働者の健康・福祉確保の措置を実施すること
- ② 対象労働者の苦情処理の措置を実施すること
- ③ 不同意労働者に不利益な取扱いをしないこと
- ④ ①の実施状況を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告すること

### \*改正のポイント

苦情処理措置の実施状況及び労使委員会の開催状況について、所轄労働基準監督署長へ報告する必要がなくなりました。

## ▶ 6 決議の有効期間の満了(継続する場合は2へ)